

## 魚沼市学校給食調理等業務委託プロポーザル選定審査基準

### 1. 目的

この基準は、魚沼市学校給食調理等業務を実施する事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、企画提案の審査に関する評価項目、評価基準及び選定方法を定めることにより、審査の公平性及び透明性を確保することを目的とする。

### 2. 選考機関

「魚沼市学校給食調理等業務委託プロポーザル選定委員会設置要領」に基づき設置する「魚沼市学校給食調理等業務委託プロポーザル選定委員会」（以下、「委員会」という。）が選考を行う。

### 3. 審査項目及び配点

魚沼市学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領「1 2 選定審査基準項目」に定めるとおりとする。

### 4. 審査表

別紙「魚沼市学校給食調理等業務委託 評価審査表」に基づき実施する。

### 5. 審査方法

(1) 提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション審査により総合的に評価する。

(2) 審査は、評価項目について以下の採点基準に基づき採点する。

評価内容		採点レート
A	提案内容が特に優れている	当該項目の配点×100%
B	提案内容が優れている	当該項目の配点× 75%
C	提案内容が標準的	当該項目の配点× 50%
D	提案内容がやや劣っている	当該項目の配点× 25%
E	提案内容が劣っている	当該項目の配点× 0%

(3) 事業者の提案が1者の場合であっても審査を行う。

(4) 各評価項目について、各委員（委員長及び副委員長を含む。）が評価し、採点する。各委員の得点を平均し当該項目の得点とし、各項目毎の得点を合計し、当該事業者の総合評価点とする。（小数点第1位を四捨五入する）

## 6. 評価の視点（審査基準）

### （1）企業経営状況・業務実績

- ・企業の経営状況は健全であり、長期にわたり安定した業務遂行が可能であるか。
- ・類似業務（特に豪雪地帯での学校給食業務）の受注実績は十分であるか。
- ・コンプライアンス遵守及び個人情報保護に関する体制が整備されているか。

### （2）学校給食に対する基本的な考え方

- ・学校給食が教育活動の一環であることを十分理解しているか。
- ・魚沼市の地域特性を踏まえた提案となっているか。
- ・本業務に対する意欲や積極的な姿勢が認められるか。

### （3）安全衛生管理

- ・HACCP の概念に基づく具体的かつ実効性のある衛生管理体制が提案されているか。
- ・異物混入防止対策（検収、調理、配缶時の複数確認等）が具体的に示されているか。
- ・従事者の健康管理（検便、ノロウイルス検査、体調不良時の対応等）は適切に計画されているか。

### （4）危機管理体制

- ・食物アレルギー対応食における誤配・混入防止策が具体的かつ安全性の高いものか。
- ・食中毒や感染症発生時の対応手順が明確であるか。
- ・事故発生時や災害時における緊急連絡体制及び市との連携体制が適切に整備されているか。

### （5）調理運搬業務体制

#### 【運搬体制】

- ・豪雪時においても、給食を遅延なく各校へ運搬するための具体的手段（車両性能、除雪体制等）が確保されているか。

#### 【人員配置・雇用・研修】

- ・適正な人員配置計画（有資格者の配置割合、配置人数等）となっているか。
- ・既存の調理従事者の雇用継続や、地元雇用の確保について積極的な配慮がなされているか。
- ・業務責任者（総括責任者等）の経験及び能力は十分であるか。
- ・従事者に対する研修計画が体系的かつ実効性のある内容となっているか。

### （6）見積金額

- ・提案見積額は妥当かつ経済的であるか。
- ・積算内訳の内容に整合性があるか。

#### 7. 価格審査（見積金額）の算出方法

価格点（10点満点）は、次の算定式により算出する。（小数点第2位を四捨五入）

$$\text{価格点} = (\text{最低見積提案額} \div \text{当該事業者の見積提案額}) \times 10$$

なお、提案上限額を超える見積提案は失格とする。

#### 8. 失格基準（最低基準点）

審査項目1～5の合計得点が、満点（90点）の5割（45点）に満たない場合は、業務遂行能力が不足しているものと判断し、失格とすることができる。

#### 9. 優先交渉権者の選定

(1) 各選考委員の採点結果を事務局が集計し、総合評価点（平均点）を算定する。

(2) 総合評価点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次点の事業者を次点交渉権者として選定する。

(3) 総合評価点（100点満点）が同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を上位とする。

(4) 見積金額も同額の場合は、委員会の合議により順位を決定する。

#### 10. 審査結果の公表

選定結果は、優先交渉権者に通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。